

新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金のお支払いに お困りの方は、お支払い日の延長等についてご相談ください

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金のお支払いに
お困りのお客さまからお申出があった場合は、お支払い日を猶予する特別措置など
の対応を行っております。

電気・ガス料金のお支払いにお困りのお客さまは、当社コンタクトセンターまで
ご相談ください。

※ 特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により
電気・ガス料金のお支払いにお困りの方はご相談ください。

<当社コンタクトセンター（受付時間 平日 9:00～18:00）>

電気料金について：0800-777-8810

ガス料金について：0800-777-7109

【特別措置】

1. 特別措置の適用対象（次のいずれかに該当するお客さま）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会
福祉協議会から緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとして
されているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金またはガス料金の支払い
が困難であると当社に特別措置適用の申出があったお客さま
- ・お客さまから当社に特別措置適用の申出があり、新型コロナウイルス感染症の
影響により一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難であると当社が判
断したお客さま

2. 特別措置の内容

電気料金またはガス料金の支払期日^{※1}の延長期間を原則として、以下のとおり
いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日^{※2}が2020年3月19日以降と
なるものに限りです。

支払期日延長の対象	今回の延長期間	前回までの延長期間
2020年3月分から2021年2月分	5ヶ月間	5ヶ月間
2021年3月分	5ヶ月間	4ヶ月間
2021年4月分	4ヶ月間	3ヶ月間
2021年5月分	3ヶ月間	2ヶ月間
2021年6月分	2ヶ月間	1ヶ月間
2021年7月分	1ヶ月間	—

※1 電気料金は検針日の翌日から30日目、ガス料金は請求起算日の翌日から30日目。

※2 原則として、電気料金は検針日、ガス料金は請求起算日。

3. 特別措置の申込方法

新たに、この特別措置の適用を希望されるお客さま^{※3}は、当社コンタクトセン
ターまでお問い合わせください。

※3 既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは必要ございません。